

2025

DISCLOSURE

山梨県信用保証協会の現況



山梨県信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Yamanashi-ken

ごあいさつ

平素は、山梨県信用保証協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の業務に対する理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「山梨県信用保証協会の現況2025」を作成いたしました。信用補完制度の仕組みや信用保証協会の役割、事業実績および財務状況などについて、できる限り分かりやすい説明を心掛け作成いたしました。ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、令和6年度を振り返ると、県内景気は全体として持ち直しの動きが見られました。一方で、中小企業・小規模事業者が目移すと、物価高や人手不足など依然として厳しい状況が続いていたことから、経営環境は回復と課題が交錯する1年となりました。また足元では、米国の関税措置や中東情勢に伴う影響の懸念も高まっております。

このような状況下、令和6年6月及び10月に「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が改正され、関係機関と連携した主体的な経営・事業再生支援や、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・確立に向けて取り組むこと、併せて、これらをわかりやすく開示することが盛り込まれました。また、令和6年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合的経済対策」において、中小企業の資金調達の円滑化と金融機関及び各支援機関との連携強化を図りながら、経営改善・事業再生等を支援するための施策が示されました。さらに、中小企業庁が設置した「モニタリングの高度化に関する研究会」では、事業者の経営悪化の兆候をより早期に把握し、適切な支援の実行に繋げていくための具体的な対応策が取りまとめられるなど、信用保証協会は、改正等の趣旨を踏まえた一層の取り組みが求められております。

当協会といたしましては、金融機関との適切なリスク分担のもと、各種保証制度を活用した積極的な資金繰り支援の継続とともに、企業の成長や生産性向上に対する前向きな投資をサポートしてまいります。また、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透、確立に向けた施策を引き続き促進してまいります。加えて、金融機関、関係支援機関と更なる連携を図りながら、経営改善・事業再生等の各フェーズに応じた支援策を主体的に講じるなど、中小企業・小規模事業者に対する実効的な金融支援及び経営支援・事業再生支援等に資する取り組みを展開してまいります。

今後も、中小企業・小規模事業者の皆さまに信頼され、より必要とされる信用保証協会を目指し、地域経済の発展に向け、役職員一丸となり努力してまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

会長 長田 公

信用保証協会とは

●信用保証協会法に基づく特殊法人

信用保証協会は中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、その借入債務を保証することで中小企業者の資金調達の円滑化を図り、その健全な発展を促進する事を目的として、信用保証協会法に基づき設立された特殊法人です。

●『信用保証協会事業の基本理念』

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。



C O N T E N T S

山梨県信用保証協会の概要	02	
コンプライアンスへの取り組み	05	
信用補完制度の仕組み	06	
信用保証のご利用にあたって	08	
個人情報保護宣言	12	
第7次中期事業計画	14	
令和7年度経営計画	16	
主な保証制度一覧	18	
経営支援のご案内	20	
令和6年度の主な取り組み	22	
広報活動	24	
令和6年度事業報告	26	
令和6年度決算報告	31	
本・支店の保証担当区域と 事務所位置略図	36	

(令和7年3月31日現在)

山梨県信用保証協会の概要

基本理念

山梨県信用保証協会は、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

あゆみ

昭和24年5月	▶ 社団法人として設立
昭和25年3月	▶ 財団法人として設立
昭和29年8月	▶ 信用保証協会法に基づく特殊法人に組織変更
昭和29年9月	▶ 吉田支所開設
昭和56年4月	▶ 大月支所開設
昭和63年4月	▶ 山梨県中小企業会館の建設に伴い、本店を甲府市丸の内から甲府市飯田に移転
平成15年3月	▶ 大月支所と吉田支所を富士吉田支店として統合
平成27年3月	▶ 本店分室開設

プロフィール (令和7年3月現在)

設	立	昭和24年5月						
人	格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく認可法人						
基	本	財	産	14,461,614千円				
保証債務残高				230,253,372千円				
利用企業者数				10,545先				
理	事	15名	監	事	2名	職	員	57名
事		務 所						
		本	店	甲府市飯田二丁目2番1号				山梨県中小企業会館内
		本	店	分 室				甲府市富士見一丁目2番26号
		富	士	吉田支店				富士吉田市下吉田二丁目31番14号

役員名簿

令和7年7月1日現在(敬称略)

会 長	長 田 公	常 勤
専 務 理 事	古 屋 仁	常 勤
常 務 理 事	末 木 憲 生	常 勤
理 事	名 取 正 樹	常 勤
(五十音順)		
理 事	有 泉 清 貴	非常勤 山梨県産業政策部部長
理 事	岩 下 和 彦	非常勤 山梨県商工会連合会会長
理 事	岩 下 浩	非常勤 山梨県信用金庫協会会長
理 事	川 上 博 之	非常勤 商工組合中央金庫甲府支店支店長
理 事	栗 山 直 樹	非常勤 山梨県中小企業団体中央会会長
理 事	越 石 寛	非常勤 甲府商工会議所専務理事
理 事	流 石 恭 史	非常勤 山梨県議会農政産業観光委員会委員長
理 事	古 屋 賀 章	非常勤 山梨県銀行協会会長
理 事	南 邦 男	非常勤 山梨県信用組合協会会長
理 事	望 月 幹 也	非常勤 山梨県町村会会長
理 事	山 下 政 樹	非常勤 山梨県市長会会長
監 事	滝 川 憲 一	常 勤
監 事	星 野 正 司	非常勤 公認会計士

協会章(シンボルマーク)



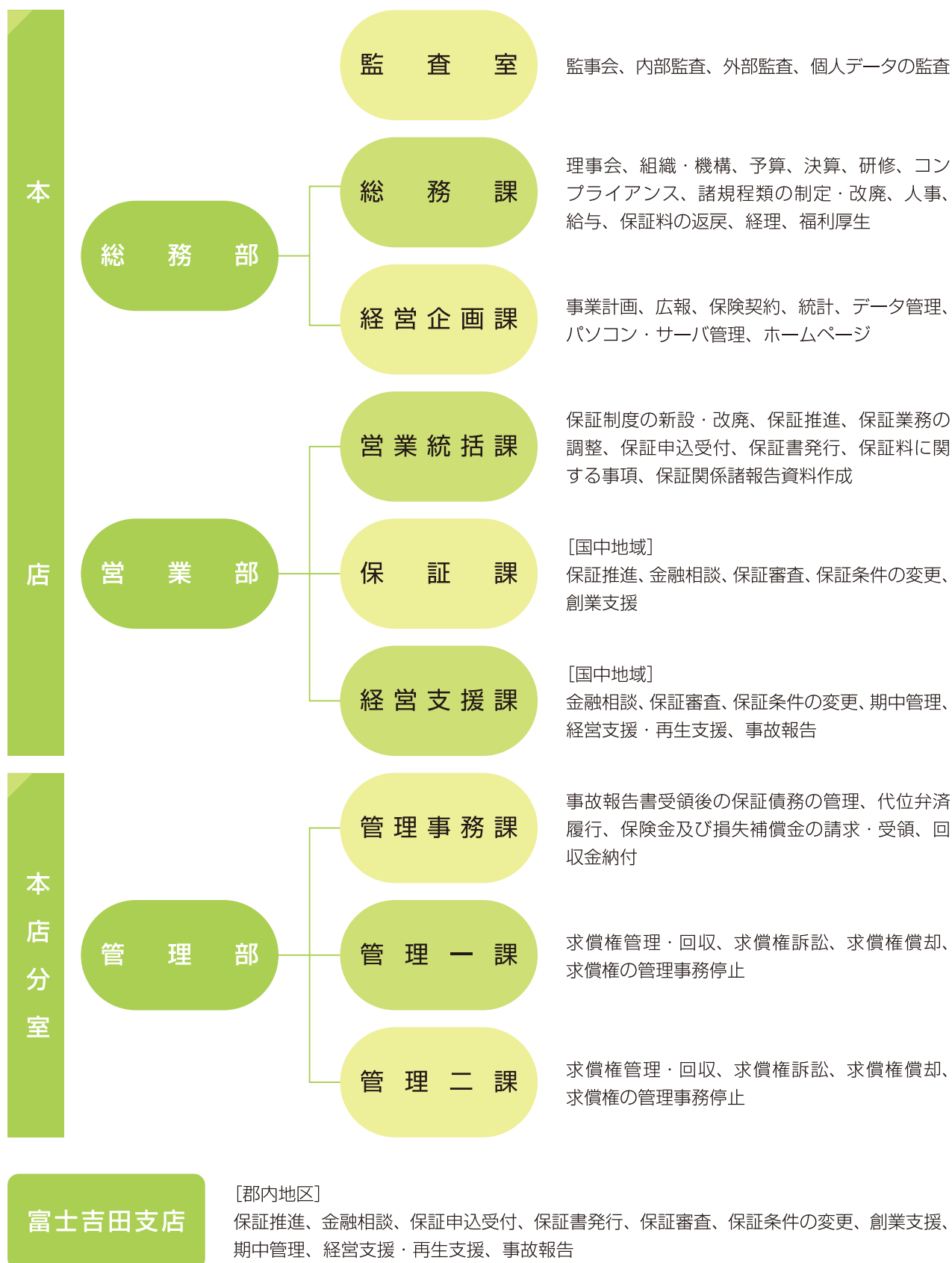
「信用」の頭文字である「S」を基調に、信用保証協会と金融機関が中小企業者を包み、その健全な繁栄に大きく寄与する願いがこめられています。

イメージキャラクター



富士山と甲斐犬をもとに生まれたシンちゃんとヨウちゃん。
当協会のロゴから生まれたタモツさん。
シンちゃんとヨウちゃんは、ロゴマーク柄のスカーフを巻いています。
協会に対する「堅い」「近寄りやすい」などのイメージを払拭し、
親しみを持ってもらえるよう、様々な広報の場面で活用し、信用保証協会の認知度向上に努めています。

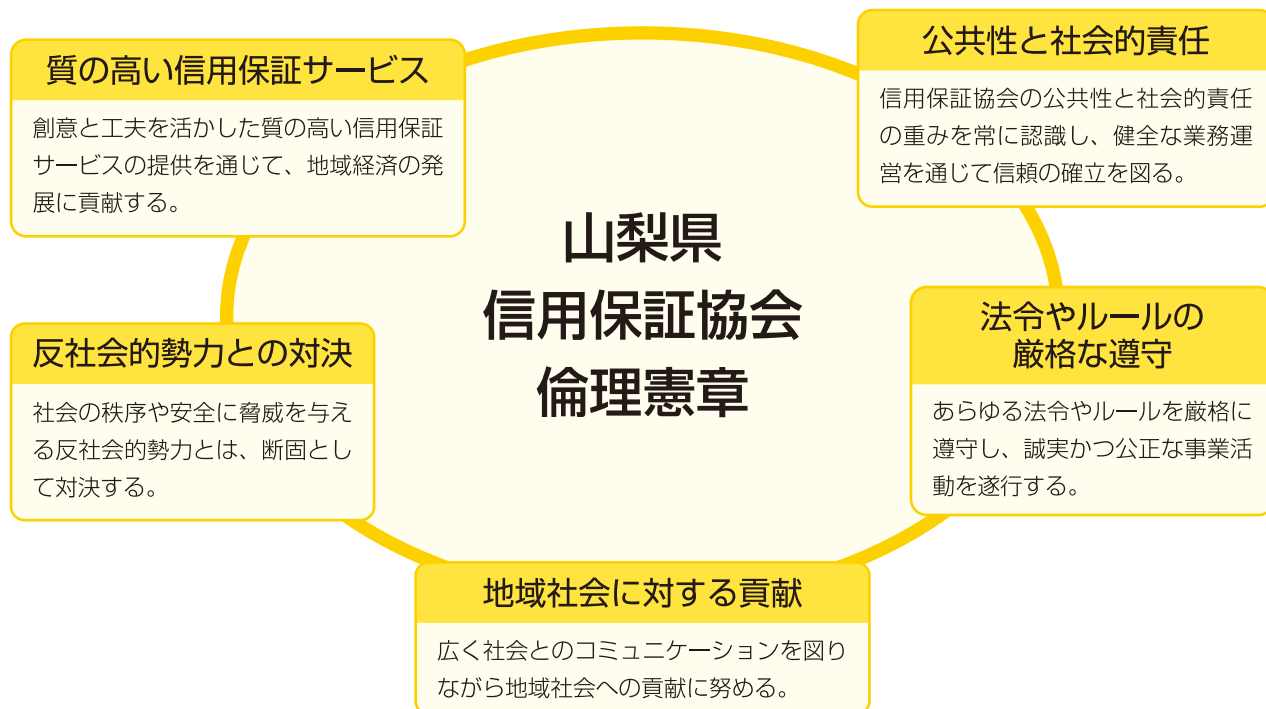
組織機構図 (令和7年4月1日現在)



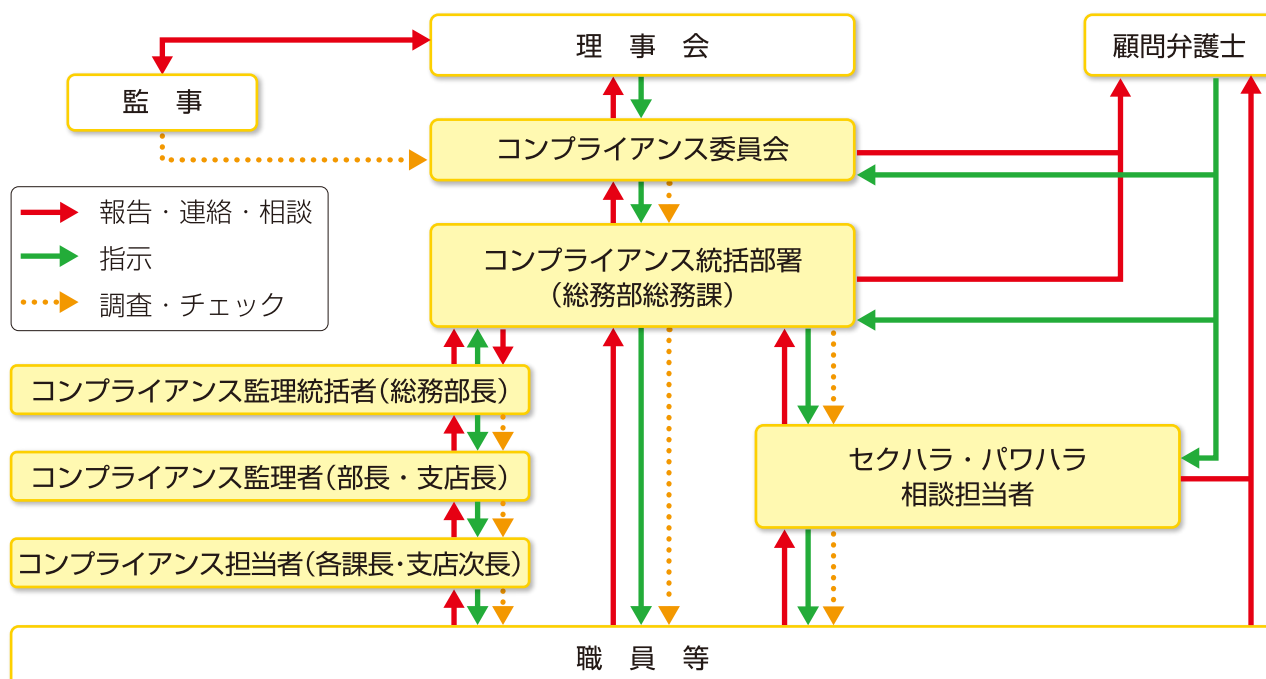
コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスへの取り組み

山梨県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、社会から揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスを経営の課題の一つとして位置付け、「山梨県信用保証協会倫理憲章」に基づき、下記の組織体制において役職員一丸となりコンプライアンスの実践に取り組んでいます。



コンプライアンス組織体制図

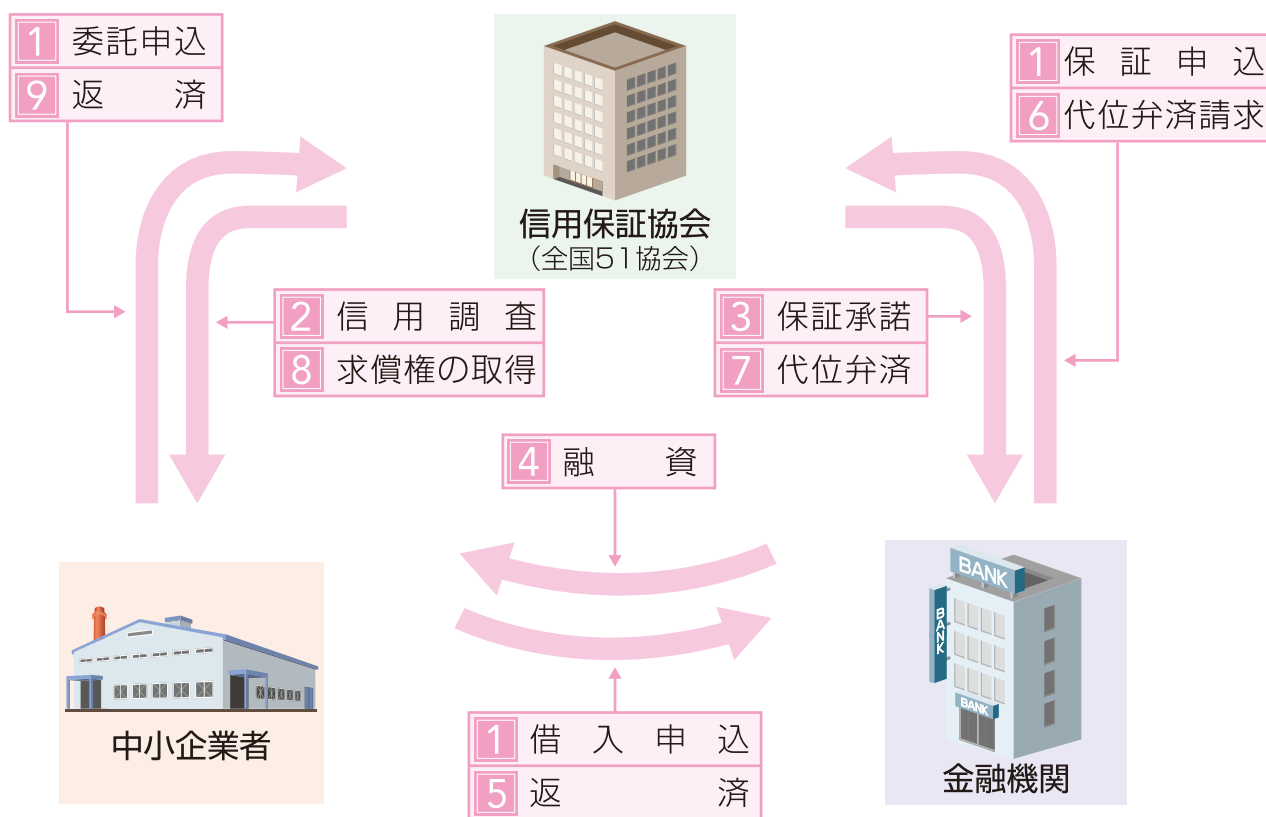


信用補完制度の仕組み

信用補完制度とは、「中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度」と、「信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度」の二つの制度の総称です。

信用保証制度

信用保証協会は、都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、あわせて全国で51の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっています。

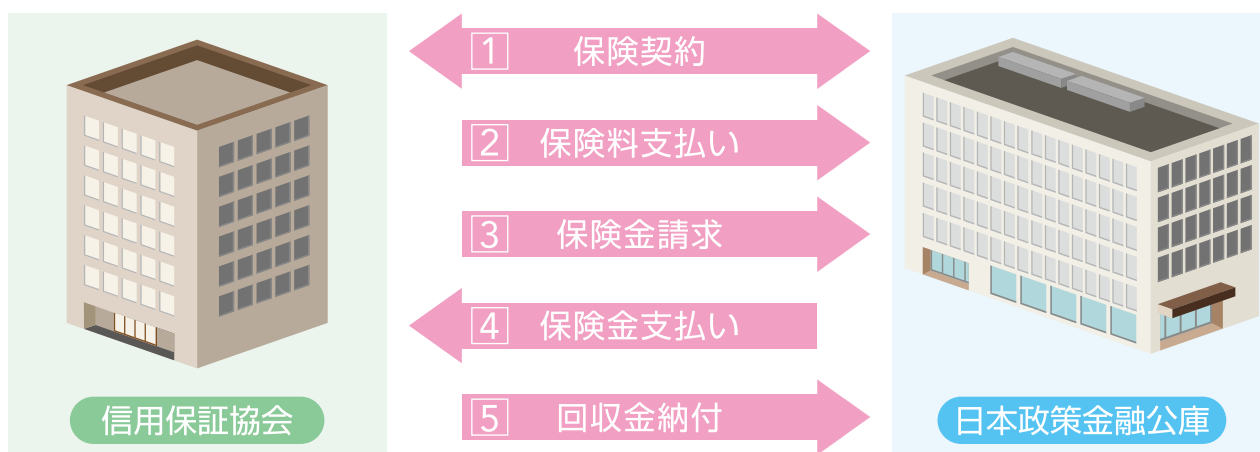


- 1** 中小企業・小規模事業者の皆さまの信用保証のお申込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由していただくのが一般的です。商工団体、自治体に直接お申込みいただく方法もあります。
- 2** 信用保証協会では、事業内容、資金の妥当性、将来性などを審査し、保証の諾否を決定します。
- 3** 信用保証協会が保証の承諾を決定させていただいた場合は、信用保証書を金融機関に交付します。
- 4** その信用保証書に基づき、金融機関は中小企業・小規模事業者の皆さまに融資を行います。この時、信用保証料をご負担していただきます。
- 5** 中小企業・小規模事業者の皆さまは、融資条件に基づき、金融機関に返済をしていただきます。
- 6** 事業上の都合で、万一、返済が履行されない事態になったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求をします。
- 7** 信用保証協会が中小企業・小規模事業者の皆さまに代わって金融機関に借入金を弁済します。
- 8・9** その後、中小企業・小規模事業者の方とご相談しながら信用保証協会にご返済していただきます。

信用保険制度

信用保証協会の信用保証制度を補うため、日本政策金融公庫の信用保険制度があります。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより信用保証業務に伴うリスクに対し資金的な裏付けを行い、信用保険制度により代位弁済に伴う負担が軽減されます。このため、信用保証協会は広範な中小企業・小規模事業者の皆さまの金融を円滑にすることができます。



1 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

2 信用保証協会は、日本政策金融公庫に保険料を支払います。

3 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に保険金請求を行います。

4 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本額の 70%または 80% を保険金として信用保証協会に支払います。

5 信用保証協会は、代位弁済した中小企業・小規模事業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

県・市町村と信用保証協会との関係

県及び市町村では、県内中小企業・小規模事業者の皆さまの金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じて、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。制度融資によっては、当協会と地方公共団体との間で損失補償契約を締結し、当協会は代位弁済の後に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて返納しています。

信用保証のご利用にあたって

ご利用いただける方

1 企業規模

法人は次の資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。
個人は次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—————	300人以下 (個人の場合は100人以下)

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよび チューブ製造業ならびに工業用ベルト 製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(注1) 生計を一にしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

(注2) 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

(注3) 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

(注4) 医療法人等とは、医業を主な事業としている一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人を含みます。

2 所 在 地

法人の場合は、県内に本店または事業所を有している方を対象としています。

個人の場合は、県内に住居または事業所を有している方を対象としています。

(注1) 本店とは、単なる登記上の所在地ではなく、企業の実体があることが必要です。

(注2) 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

3 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融(一部を除く)・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他信用保証協会において不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

4 許認可等

許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

信用保証の内容

1 保証の限度額

法人・個人	2億8,000万円(無担保保証8,000万円を含む)
組合	4億8,000万円(無担保保証8,000万円を含む)

* 上記の限度額とは別枠でご利用いただける保証制度もあります。

2 保証期間

一般保証	原則として運転資金7年以内、設備資金10年以内
保証協会制度保証 県・市町村制度融資	それぞれの制度の定めによります。 (最長のもので20年)

3 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

4 連帯保証人

必要となる場合があります。法人の代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※金融機関から融資を受ける際に、経営者が会社の連帯保証人になることを経営者保証といいます。

①金融機関連携型、②財務要件型、③担保充足型、④事業者選択型、⑤個別制度
のいずれかに該当する場合は、経営者保証を不要とする取扱いができます。

5 担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象となりません

当協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ、信用保証の対象としておりません。

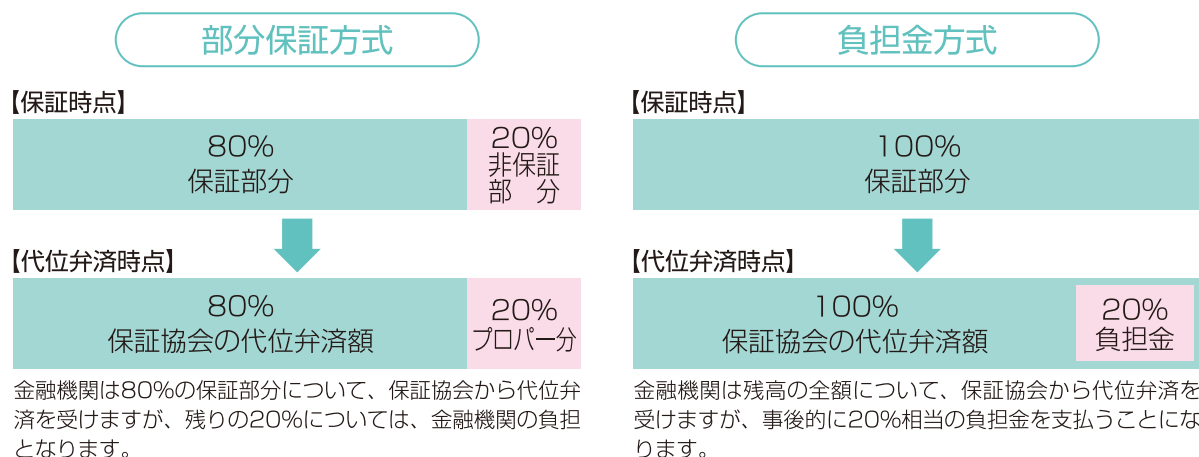
また、信用保証制度を悪用する行為を排除し、第三者が介入・介入する申込を取扱いいたしません。

責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業・小規模事業者の皆さまを支援することを目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

1 制度の概要

責任共有制度には、部分保証方式、負担金方式の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同様です。



2 責任共有制度の対象外となる保証制度

原則としてすべての保証が対象となりますが、対象外となる保証制度は以下のとおりです。

- 経営安定関連保険(セーフティネット)1号～4号、6号に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険、創業等関連保険に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度(※)
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証
- 危機関連保証

注：事業再生計画実施関連保証制度で責任共有制度対象外制度にかかる既往保証付借入金を残高の範囲内で借り換える場合についても、責任共有制度の対象外となります。

【※小口零細企業保証制度の概要】

ご利用いただける方	従業員数が20人以下(卸・小売・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))は5人以下)の会社・個人
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2,000万円(既保証残高を含む)
保証期間	運転資金 5年以内・設備資金 7年以内(据置期間1年以内)

信用保証料

1 信用保証料

信用保証料(以下「保証料」という。)は、中小企業・小規模事業者の皆さまと信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

2 保証料率

中小企業・小規模事業者の皆さまの経営状況に応じて、9段階に区分された料率体系を適用しており、料率区分は財務諸表の情報をCRD(注1)により評価して決定されます。

なお、特別小口保証、セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などは9区分の料率体系によらず、一定の料率が適用されます。

【9段階の保証料率体系】

(単位: %)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象制度 (特殊保証(注2))	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有対象外制度 (特殊保証(注2))	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) CRDとは、経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業の財務データを蓄積した日本最大のデータベースです。

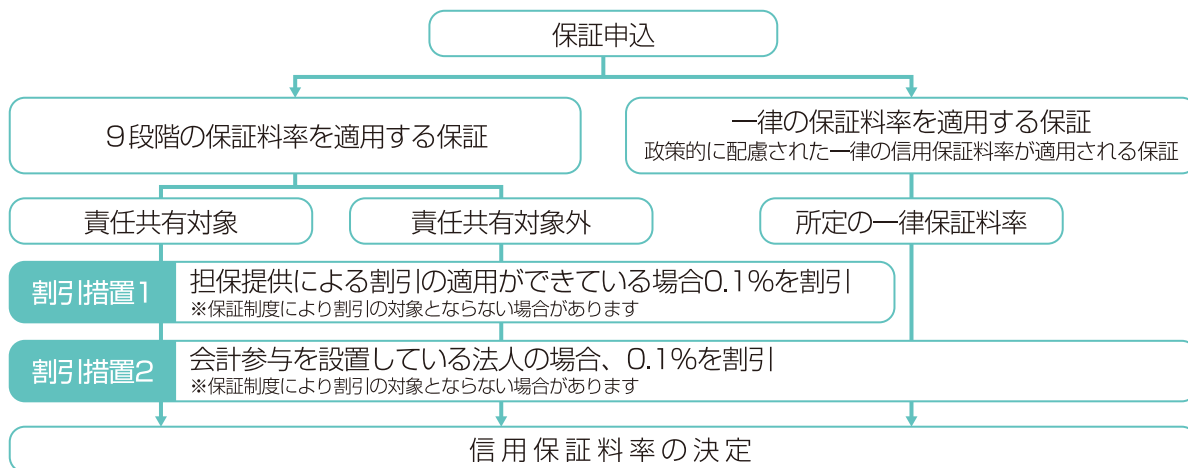
(注2) 特殊保証とは当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形・電子記録債権割引根保証のことです。

(注3) 次の①～②のいずれかに該当する場合は、区分⑤の料率が適用されます。

① 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない者であって、貸借対照表および損益計算書がないもの。

② 事業開始後、最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がないもの。

3 保証料率決定のプロセス



4 保証料の計算

《一括返済の場合》 保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間(日) / 365

《均等分割返済の場合》 保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間(日) / 365 × 分割係数

分割係数表	返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
	～6回	0.70	0.77
	7～12回	0.65	0.72
	13～24回	0.60	0.66
	25回～	0.55	0.61

個人情報保護宣言(平成17年4月1日制定)

基本理念

山梨県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データ(当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報の取扱いについて」の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口にて備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、1件につき500円をいただきます。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6・7の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	山梨県甲府市飯田二丁目2番1号
電話番号	055(235)9708
部 署 名	総務部総務課

第7次中期事業計画(令和6年度～令和8年度)

中小企業者の抱える様々な経営課題の解決に向けた経営支援の重要性が増している中で、当協会においては、ポストコロナの資金繰り支援、挑戦意欲のある中小企業者への支援、関係支援機関との連携の強化による経営支援の充実を図るとともに、職員の能力育成等に努めることとし、令和6年度から令和8年度までの3か年間の中期事業計画における業務上の基本方針を以下のとおりとする。

1 ポストコロナにおける適切な資金繰り支援と中小企業の成長発展及び地域経済活性化への取り組み

過剰債務を抱える中小企業者に対し借換等の柔軟対応に加え、新たな資金需要についてもニーズに応じた適切な資金繰り支援を金融機関との密なる連携の下、取り組んでいく。

また、中小企業者の成長発展に寄与すべく経営者保証に依存しない融資慣行を促すとともに、スタートアップ創出の促進や伴走型支援による地方創生への貢献に取り組んでいく。

2 挑戦する中小企業者に対する経営支援の取り組み

挑戦意欲のある中小企業者に対しては、「収益力改善」「事業再生」「再チャレンジ」といった各局面における経営支援を、金融機関ならびに関係支援機関との実効的な連携体制により取り組んでいく。

経営支援の質を高めるため、職員の経営改善・再生支援スキルを向上させ、多種多様な課題の解決を図る。

中小企業者の事業維持および発展に資する効果的な支援対応に繋げるため、専門家派遣事業利用先の収益性変化についてローカルベンチマーク指標を用いて検証し、専門家派遣後における中小企業者の6割以上¹の改善効果を継続させる。

1 令和3年度に専門家派遣を利用した先の収益性指標（売上高増加率・営業利益率）改善率は、61%

3 効率性を重視した求償権管理と事業再生・生活再建への取り組み

求償権の管理コストや効率性を重視した回収と適切な管理体制の構築を進めるとともに、中小企業者の個々の実情に即した対応により事業再生や生活再建等の再チャレンジに向けた支援に積極的に取り組む。

4 信頼される組織運営への取り組み

コンプライアンス実践計画に掲げる具体的な取り組みの充実を図るとともに、反社会的勢力、不正利用者に対しては、関係機関と連携を図り、信用保証制度の利用を未然に防止する等、コンプライアンスを全ての業務の基本と捉えた業務運営に努める。

また、事業継続計画（BCP）等の充実を図り、災害等の不測の事態にも適切に対応ができるよう危機管理態勢の維持・強化を図る。

さらには、計画等に基づく重要事項について役職員間での認識共有を徹底し、ガバナンスの強化を図るとともに、利用者目線に立った広報活動の展開等、適切な情報公開を通じた透明性の高い組織運営に取り組む。

5 組織活性化への取り組み

より高度化する業務を的確に遂行するため、積極的な人的資本投資を行うことにより、自信と意欲を持って能力を発揮できる人材の育成に取り組むとともに、対話と学び合いを通じて環境変化に対応できる強靱な組織を構築していく。また、ワークライフバランスを推進し、職員の健康維持等快適な職場環境整備を通じ、職員のエンゲージメント向上に取り組む。

さらに、顧客ニーズに迅速かつ適切に対応するとともに、事務フローの見直しやデジタル化への積極的な対応を通じ、業務の効率化を進展させる等、引き続き業務改革にも取り組む。

令和7年度経営計画

1. 経営方針

1 業務環境

日本銀行甲府支店の山梨県金融経済概観(2025年1月)によると、「県内経済は、緩やかに持ち直している」としている。需要面においては、インバウンドによる観光需要が牽引して緩やかに回復している。生産面においても、県内の主力製造業である半導体製造装置関連に増産の動きがあり、持ち直しの動きが見られている。一方で、地場産業である宝飾関連では、持ち直しの動きが一服している。

先行きについては、海外経済の緩やかな回復や賃上げに支えられ持ち直しが続くことが期待できる。

2 業務運営方針

令和7年度はプロパー融資との協調支援により金融機関と適切なリスク分担を図り、中小企業者の生産性向上や成長に向けた前向きな投資行動を資金繰り面からサポートする。また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、制度趣旨への理解や関連施策の促進に努め、一層の浸透を図る。

一方で、一歩先を見据えた経営改善支援、事業再生支援のニーズの高まりを認識しており、金融機関、関係支援機関との密接な連携と当協会の主体的な取り組みにより、各フェーズに応じた的確な支援策を講じ、早期の経営改善や円滑な事業再生を後押しする。また、経営支援を効果的な取り組みとしていくため、効果の測定と検証結果を踏まえた工夫や改善を重ねる。

債権回収は、回収業務の合理化や効率化を進めるとともに、求償権関係人の実情に即した事業再生や再チャレンジ、生活再建の支援に取り組む。

これらの取り組みを着実に遂行するために、コンプライアンスの徹底と経営リスクに対する管理などを強化し、健全な組織運営を展開する。さらには、業務の効率化や人材育成、職場環境の改善などにより、組織の活性化を図り、信頼される組織に成長していく。

以上を令和7年度の業務運営上の基本方針とし、次に掲げる事項を重点課題として取り組む。

2. 重点課題

1 保証部門

- ① アフターコロナにおける柔軟な資金繰り支援および地方創生への対応
- ② 経営者保証に依存しない融資慣行への一層の促進

2 期中管理・経営支援部門

- ① 早期着手による効果的な経営改善支援
- ② 中小企業事業再生ガイドラインを活用した円滑な事業再生支援
- ③ 経営支援の効果的な実施に向けた検証への取り組み

3 回収部門

- ① 回収業務の効率化と求償権の管理事務停止・整理の取り組み強化
- ② 求償権債務者の事業再生と再チャレンジに向けた支援の実施
- ③ 求償権関係人の実態把握を進め、実情に応じた保証履行請求による生活再建の取り組み

4 その他間接部門

- ① コンプライアンス意識の向上
- ② リスク管理の強化による経営の健全性と安全性の向上
- ③ 効果的な広報の実施
- ④ 人材の育成と活用による組織の強化
- ⑤ ワークライフバランスの整備
- ⑥ デジタル化による業務効率の向上

保証承諾等の見通し

令和7年度の主要業務数値(計画)は次のとおりです。

項 目	金額(百万円)	対前年度計画比(%)
保 証 承 諾	58,000	96.7
保証債務残高	199,000	86.5
代 位 弁 済	4,500	81.8
実 際 回 収	450	100.0

外部評価委員会

当協会では、経営の透明性をより一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、計画の実施状況について自己評価を行うとともに、第三者機関である外部評価委員会における客観的評価を受けています。

外部評価の内容については、当協会のホームページで公表しています。

主な保証制度一覧(令和7年3月31日現在)

	特徴	保証限度額	保証期間	保証料率（年利）
一般保証	特別の要件を定めない、一般的な事業資金需要に対応しています。	2億8,000万円	運転設備 7年 10年	0.45%～1.90%
根保証(手形貸付・手形割引・電子記録債権割引)	反復・継続的に手形貸付、手形割引の利用が可能です。	2億8,000万円	貸付割引 2年 1年	貸付 0.45%～1.90% 割引 0.39%～1.62%
当座貸越根保証（貸付専用型）	当座貸越により反復・継続的な資金需要に対応しています。	2億8,000万円	1年もしくは2年	0.39%～1.62%
事業者カードローン	カードを用い、CDやATMを通じ簡易な手続きで反復・継続的な資金需要に対応しています。	2,000万円	1年もしくは2年	0.39%～1.62%
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資及び事業拡大を支援します。	2億8,000万円	運転設備 7年 10年	0.45%～1.90%
セーフティネット保証（経営安定関連保証）	災害、全国的な不況業種などの理由により、経営の安定に支障をきたしている企業者を支援する制度です。	2億8,000万円（別枠）	10年	1～4号、6号 0.90% 5号 0.80% 7～8号 0.75%
流動資産担保融資保証（ABL保証）	売掛債権や棚卸資産を活用した資金調達が可能な制度です。	2億円（別枠） （保証割合は80%）	1年	0.68%
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート）	特定の経営改善事業再生実施に必要な資金について保証を行う制度です。	2億8,000万円（別枠）	15年	0.80%～1.0%
あんしん8000	極度額の範囲内で事業資金が調達できるため、急な資金需要の発生に備えることができる制度です。	8,000万円 （自己資本比率が10%以上 20%未満の場合、5千万円まで）	1年もしくは2年	0.39%～1.62%
あんしんプライム		2億円	1年もしくは2年	0.39%～1.62%
ベンリー500	申込要件を事業者カードローンよりも緩和した制度で、カードを用いた簡易的な手続きにより反復・継続的な資金需要に対応することができる制度です。	500万円	1年もしくは2年	0.39%～1.62%
創業応援保証エール	事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する方もしくは事業開始後、5年を経過していない事業者が活用できる制度です。	3,500万円	運転設備 7年 10年	0.60%もしくは0.80%
創業応援保証エール・ウーマン	女性創業者の方を対象に、事業の発展や女性の活躍を促進することを目的とした制度です。	500万円	運転設備 7年 10年	0.50%
スタートアップ創出促進保証制度	創業から一定期間を経過していない会社等を対象に、経営者保証不要で資金調達ができる保証制度です。	3,500万円	10年	1.10%
協調支援型特別保証	プロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図るための保証制度です。	2億8,000万円	10年	0.45%～1.9% （国の補助0.11%～0.95%）
補助金連携支援保証（ショート）	国の施策である中小企業等事業再構築促進事業を活用する際の資金調達を金融機関と連携して支援し、新たな企業価値の創出に寄与することを目的とした制度です。	8,000万円 （ロングと合算して 8,000万円以内）	2年	0.45%～1.90%
補助金連携支援保証（ロング）		4,000万円 （ショートと合算して 8,000万円以内）	20年	0.45%～1.90%
特定社債保証	中小企業の資金調達手段の多様化を図るため、発行する社債（私募債）について保証を行う制度です。	4億5,000万円（別枠） （保証割合は80%）	7年	0.45%～1.90%
SDGs社債保証	SDGsに貢献する取り組みを行う中小企業が発行する社債の保証を行うことで、長期で安定的な事業資金の調達を支援する制度です。	4億5,000万円（別枠） （保証割合は80%）	7年	0.35%～1.80%

協会
制
度

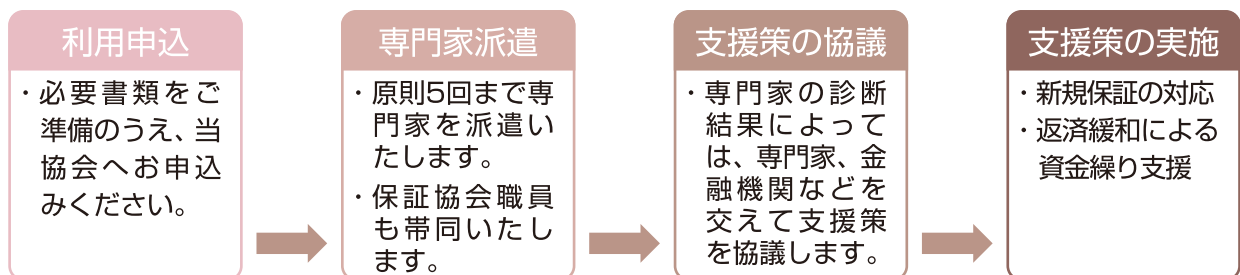
		特徴	保証限度額	保証期間	保証料率（年利）
協会 制 度	地方創生支援保証 ネクスト	一定の地方創生要件を満たしている企業を支援する制度で、長期資金の確保が可能であり信用保証料率の割引もあります。	2億8,000万円	運転 10年 設備 15年	0.35%～1.80%
	借換保証 おまとめロング	当初の約定どおりに返済している既存保証を長期の保証期間で借り換えることで、返済負担の軽減を図ることができる制度です。	2億8,000万円	分割返済 15年 一括返済 1年	0.45%～1.90%
	短期継続支援保証 リピートネオ	金融機関と連携し、決算期ごとの経営状態を把握するとともに、擬似資本的な資金で継続支援する制度です。	2億8,000万円	1年	0.45%～1.90%
	設備投資保証	長期的展望に立った設備投資に係る資金を供給することにより、企業の生産性向上を支援する制度です。	2億8,000万円	20年	0.45%～1.90%
	事業承継特別保証	事業承継を予定及び実施した法人を対象に、一定の要件等を満たすことで経営者保証不要や信用保証料の割引を受けることができる制度です。	2億8,000万円	分割返済 10年 一括返済 1年	0.20%～1.90%
	事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 (国補助制度)	一定の要件のもと、保証料を上乗せすることにより経営者保証を不要とする取扱いが可能な制度です。	無担保保険のうち、 一般保証 8,000万円 SN4・SN5 8,000万円	分割返済 10年 一括返済 1年	0.70%～2.35% (申込日に応じて国の補助 1.15%、1.10%、0.05%有)
	プロパー融資借換 特別保証制度	経営者保証ありの保証協会保証を付さない借入（プロパー借入金）を経営者保証なしの保証付き融資へ借り換えることができる保証制度です。	2億8,000万円	分割返済 10年 一括返済 1年	0.45%～1.90%
経営力強化保証制度	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら策定した事業計画の実行に必要な資金を保証する制度です。	2億8,000万円	運転 5年 (借り換えを含む場合は10年) 設備 7年	0.45%～1.75%	

		特徴	保証限度額	保証期間	保証料率（年利）
県 制 度	事業促進融資	企業体質の強化、経営拡大のために資金が必要な企業が対象の制度です。	運転 2,000 万円 設備 5,000 万円	運転 5 年 設備 7 年	0.45%～ 1.90%
	小規模企業 サポート融資	無担保・無保証人の小規模企業者が対象の制度です。	2,000 万円	運転 7 年 設備 10 年	0.50%～ 2.20% (県の補助 1/2 有)
	起業家支援融資	これから起業する方、開業 5 年未満の方が対象の制度です。	3,500 万円	10 年	0.60% or 0.90% (場合により、県の補助 1/2 有)
	事業承継支援融資	事業承継の際に必要な資金が対象となる制度です。	運転 5,000 万円 設備 1 億円	運転 5 年 設備 10 年	0.25%～ 1.90% (県の補助 1/2 有)
	新分野進出支援融資	業種転換、経営の多角化、新製品の研究開発を行う企業が対象の制度です。	運転 3,000 万円 設備 8,000 万円	運転 5 年 設備 10 年	0.30%～ 1.90% (県の補助 1/2 有)
	連鎖倒産防止関係	取引先の倒産などにより売掛金の回収が困難な企業に対して、資金繰りの円滑化を図る制度です。	8,000 万円	10 年	0.45%～ 1.90%
	不況業種対策関係	国が指定する不況業種で売上が減少している企業が対象の制度です。	5,000 万円	10 年	0.80%
	経営環境変動対策関係	売上の減少等により業況の減少が見込まれる企業が対象の制度です。	5,000 万円	10 年	0.45%～ 1.90%
	経済危機・災害復旧関係	災害等の影響により売上の減少が見込まれる企業が対象の制度です。	5,000 万円	10 年	0.80% or 0.90%
	経営力強化支援融資	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら策定した事業計画の実行に必要な資金を保証する制度です。	1 億円	運転 5 年 (借り換え含む場合は 10 年) 設備 7 年	0.45%～ 1.75%

経営支援のご案内

外部専門家派遣

当協会では、中小企業診断士、公認会計士、IT専門家、フードコーディネーターを原則5回まで無料で派遣できる「専門家派遣サポート事業」を行っております。創業から事業拡大や経営改善、事業承継まであらゆる経営課題の解決に向けて、当協会がサポートしております。



専門家派遣実績

(単位: 企業)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
創業予定者への支援	9	6	1
創業後支援	5	6	1
生産性向上	5	9	2
経営改善支援	64	64	43
事業承継支援	4	0	2
既支援先フォローアップ	29	13	2
合計	116	98	51

専門家への費用は保証協会が全額負担しています。

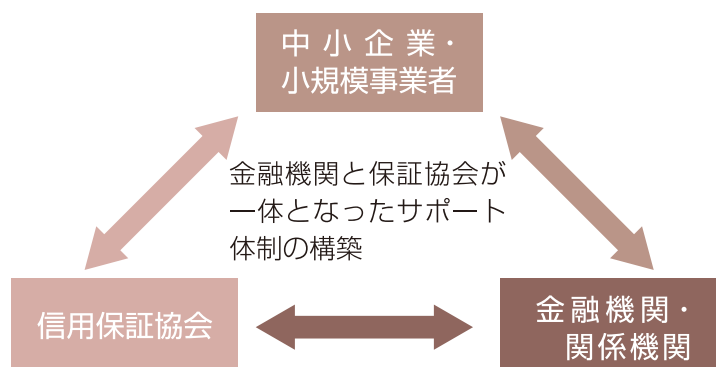


ご利用いただいたお客さまの声

- ・当社の課題点および今後の経営の方向性を再確認できてよかった。
- ・先生のアドバイスで会社の強みが理解できた。今後は会社の強みを活かした事業展開を進めていきたい。
- ・今まで不透明だった社内の数値が先生のアドバイスにより見えるようになり、利益の確保につながった。

経営サポート会議

複数の取引金融機関が一堂に会し、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営改善や事業再生に向けた意見交換や助言、金融支援策の協議を行うほか、作成された経営計画などの発表の場として、金融支援策の目線合わせを行うことができるなど、早期の経営支援を受けることが可能です。



経営改善計画策定支援事業に係る補助事業

経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者の皆さまが、認定支援機関の助言と金融機関と連携を図る中で策定する経営改善計画の策定費用について、事業者負担額の半額を補助する事業を行っております。

ビジネスマッチング出展に係る補助事業

当協会の保証利用がある中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、ビジネスマッチング出展に必要な出展料の一部補助を行っております。

やまなし食の マッチングフェア	江戸・TOKYO 技とテクノの融合店	山梨テクノ ICT メッセ
アグリフード EXPO 東京	しんくみ食の ビジネスマッチング展	新価値創造展
中小企業総合展 in Gift Show	中小企業総合展 in FOOD EX	地方銀行 フードセレクション

○その他、事業承継に関するご相談について、山梨県事業承継・引継ぎ支援センターと連携することで円滑な事業承継を支援するなど、個々の事業者の実情に応じた経営支援を行っています。



事業のライフステージに応じた経営支援を行っています。

令和6年度の主な取り組み

保証制度の新設

経営力強化保証

取扱開始日：令和6年7月1日

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的に創設された制度です。

経営力強化保証			
保証対象	モットー・事業計画・経営計画 ※認定経営革新等支援機関と連携して事業計画・経営計画の策定支援を受けることにより、経営力の強化を図ることを目的に創設された制度です。		
保証期間	10年以内 ※認定経営革新等支援機関と連携して事業計画・経営計画の策定支援を受けることにより、経営力の強化を図ることを目的に創設された制度です。		
保証料	10年以内 ※認定経営革新等支援機関と連携して事業計画・経営計画の策定支援を受けることにより、経営力の強化を図ることを目的に創設された制度です。		
保証料	10年以内 ※認定経営革新等支援機関と連携して事業計画・経営計画の策定支援を受けることにより、経営力の強化を図ることを目的に創設された制度です。		
保証料	10年以内 ※認定経営革新等支援機関と連携して事業計画・経営計画の策定支援を受けることにより、経営力の強化を図ることを目的に創設された制度です。		

財務要件型無保証人・当座貸越根保証制度 (愛称：あんてい200M)

取扱開始日：令和6年11月1日

経営者保証不要の融資慣行の促進に向けて、一定の財務要件の下で経営者保証を不要とするとともに、中小企業者による積極的な事業展開を促すことを目的に創設された制度です。



協調支援型特別保証制度

取扱開始日：令和7年3月14日

金融機関の独自融資（ブローカー融資）と信用保証付融資の組み合わせにより、中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金繰り支援や経営課題の解決支援を図ることを目的に創設された制度です。

協調支援型特別保証制度	
保証対象	金融機関の独自融資（ブローカー融資）と信用保証付融資の組み合わせにより、中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金繰り支援や経営課題の解決支援を図ることを目的に創設された制度です。
保証期間	10年以内
保証料	10年以内
保証料	10年以内
保証料	10年以内

事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)制度

取扱開始日：令和7年3月14日

資材高騰や物価高、人材不足の影響により業況が悪化する中、早期の事業再生に向け計画を作成し、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援する保証制度です。

事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	
保証対象	資材高騰や物価高、人材不足の影響により業況が悪化する中、早期の事業再生に向け計画を作成し、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援する保証制度です。
保証期間	10年以内
保証料	10年以内
保証料	10年以内
保証料	10年以内

経営支援の取り組み

やまなし企業支援ネットワーク会議を開催しました

令和7年2月12日に企業支援に対する地域全体のスキル向上を目的に「やまなし企業支援ネットワーク会議」を開催し、県内に本支店を置く金融機関や甲府商工会議所など約60名が参加しました。

会議では、関東経済産業局、関東財務局甲府財務事務所、株式会社地域活性化支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、山梨県よろず支援拠点、山梨県中小企業活性化協議会、当協会の8機関から主要施策や各自取り組み等について説明が行われました。



創業フォローアップセミナーを開催しました

創業者に事業の振り返りや創業者同士の交流を深めていただくため、令和7年2月25日に「創業フォローアップセミナー」を山梨県よろず支援拠点と共催にて実施しました。

セミナーでは、先輩起業家から成功と失敗について実体験を踏まえたお話や、山梨県よろず支援拠点のコーディネータより中小企業者にとって関心の高いSNS活用について講演をいただきました。

その他、関係支援機関から創業支援の取り組みや活用方法の説明が行われ、当協会からも、創業保証制度や専門家派遣事業を紹介し、活用を推進しました。



コンプライアンス向上に向けた取り組み

コンプライアンス内部研修を実施しました

職員エンゲージメントの向上、快適で生産性の高い職場づくりを目的とし、令和6年2月5日～6日に、公益財団法人産業雇用安定センターの担当者を講師に招き、役員及び管理職にはコンフリクトマネジメントを中心としたマネジメントスキルアップ、一般職員にはアンガーマネジメントを中心としたコミュニケーションスキルアップをテーマにした内部研修会を開催しました。研修を通して、マネジメントに役立てるための具体的スキル及び日常業務で使える技法等を学びました。

情報セキュリティ研修を実施しました

IT技術の使用頻度の増加により、年々情報セキュリティの重要度が高まっております。当協会としても、職員の情報リテラシーの醸成に取り組んでおり、内部研修会(1回目:令和6年5月14日～15日、2回目:同年10月15日～16日)を実施しました。

研修を通じて、職員が日常業務で使用している基幹系業務システム(保険通知、伝送内容)への理解を深めました。また、令和6年度より運用が開始された信用保証協会電子受付システムの仕組み等について学びました。



業務改革に向けた取り組み

信用保証協会電子受付システムの運用を開始しました。

電子化・効率化による迅速な手続きの実現を目的に令和6年度より4金融機関(みずほ銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、富士宮信用金庫)において信用保証協会電子受付システムの運用を開始しております。

保証申込手続きを電子化することにより、紛失リスクの軽減や高セキュリティが確保されるとともに、中小企業・小規模事業者の皆さまへの迅速な融資実行につなげることができます。

今後も取扱金融機関の拡大に向けて努めてまいります。

広報活動

ホームページ

より多くの方に「信用保証」について理解を深めていただくため、ホームページを開設しています。目的別の保証制度や経営支援施策、実際に当協会が携わった経営支援事例などを紹介しています。金融機関専用ページでは、保証申込時の留意点や様式集を掲載しています。また、信用保証の理解と活用を進めるため、「お役立ち情報」のコンテンツを設け、信用保証の活用方法などを紹介しております。



トップページ



経営支援のご紹介



お役立ち情報

ホームページアドレス
<https://cgc-yamanashi.or.jp>



ポスター・パンフレット・リーフレット

ポスターやパンフレット、リーフレットを作成し、当協会をより多くの方に知っていただくとともに、保証推進や保証制度のご案内を行っています。



ポスター



パンフレット



リーフレット



信用保証ハンドブック・創業応援ハンドブック

当協会の保証業務を分かりやすくまとめた信用保証ハンドブックおよび創業に対する様々な疑問や悩み等を解決する創業応援ハンドブックを作成し、保証利用の推進を図っています。



金融機関若手職員向け冊子「YAMANASHI GUARANTEE PASSPORT」

主に各金融機関の若手職員研修用の資料として活用していただくためにマンガやイラスト入りで、保証申込について解説した冊子を作成しています。



広告掲載

関係機関誌などに広告を掲載しています。

令和6年度事業報告

事業概況

令和6年度業務計画

(単位：百万円)

保証承諾額	60,000
保証債務残高	230,000
代位弁済額	5,500
回収額	450

実績

(単位：件、百万円)

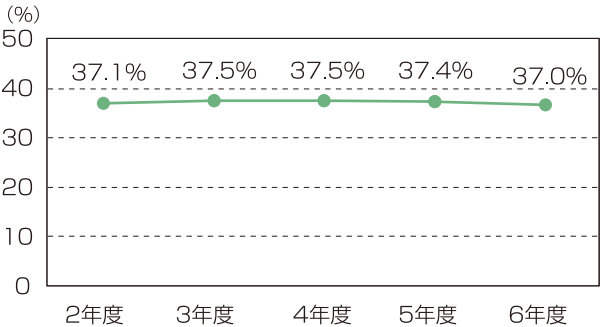
年 度		令和5年度	令和6年度	対前年度比	対計画比
項 目	件数	4,411	4,308	97.7%	—
	金額	67,099	60,355	89.9%	100.6%
保証債務残高	件数	20,677	20,353	98.4%	—
	金額	248,172	230,253	92.8%	100.1%
代位弁済	件数	300	300	100.0%	—
	金額	3,149	3,130	99.4%	56.9%
求償権回収	金額	693	506	73.1%	112.5%

保証の利用度

令和6年度末において、10,545企業の皆さまに当協会の信用保証をご利用いただいております。県内の中小企業総数に対する利用割合は37.0%になります。今後さらに多くの皆さまにご利用いただけるよう、保証推進に努めてまいります。

保証利用の推移

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保証利用企業者数	11,366	11,504	11,502	10,675	10,545
保証利用度	37.1%	37.5%	37.5%	37.4%	37.0%



$$\text{保証利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数(※)}} \times 100$$

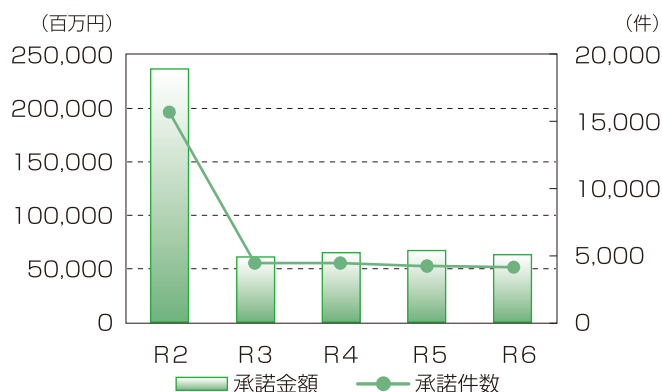
※県内中小企業者数は山梨県内の中小企業・小規模事業者から保証対象外である農業・林業・水産業を営む事業者を除いています。

保証の状況

年度別保証承諾

(単位：件、百万円)

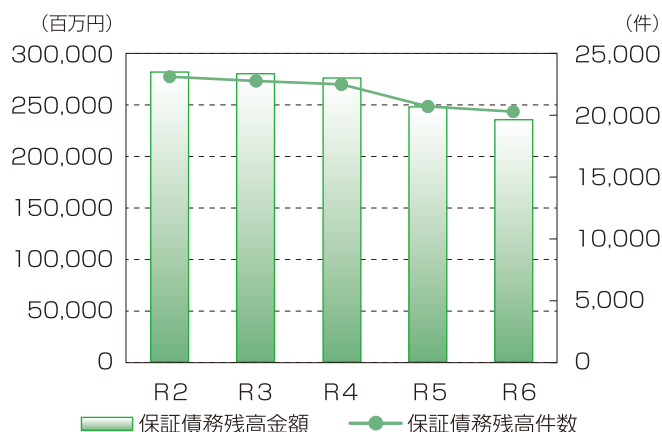
	件 数	金 額	前年度比
2年度	15,511	236,962	370.5%
3年度	4,676	60,945	25.7%
4年度	4,610	64,660	106.1%
5年度	4,411	67,099	103.8%
6年度	4,308	60,355	89.9%



年度別保証債務残高

(単位：件、百万円)

	件 数	金 額	前年度比
2年度	23,092	281,974	219.2%
3年度	22,748	280,614	99.5%
4年度	22,511	276,491	98.5%
5年度	20,677	248,172	89.8%
6年度	20,353	230,253	92.8%



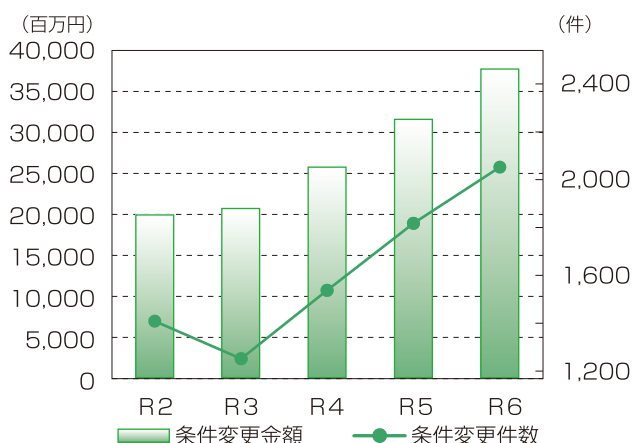
条件変更の状況

当協会では、金融機関との連携を強化する中、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組み、資金繰り円滑化に積極的に対応しています。

年度別条件変更実績（期間延長・返済方法の変更に係るもの）

(単位：件、百万円)

	件 数	金 額	前年度比
2年度	1,497	20,063	97.8%
3年度	1,272	20,855	103.9%
4年度	1,518	25,981	124.6%
5年度	1,880	31,967	123.0%
6年度	2,192	38,503	120.4%

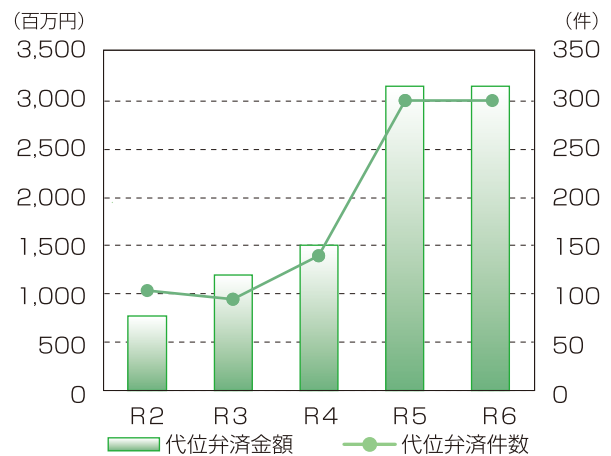


代位弁済の状況

年度別代位弁済

(単位：件、百万円)

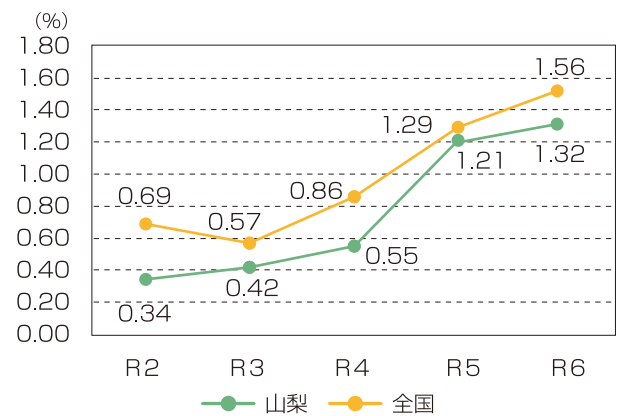
	件数	金額	前年度比
2年度	103	770	40.4%
3年度	95	1,194	154.9%
4年度	140	1,506	126.1%
5年度	300	3,149	209.2%
6年度	300	3,130	99.4%



年度別代位弁済率

(単位：%)

	山梨	全国
2年度	0.34	0.69
3年度	0.42	0.57
4年度	0.55	0.86
5年度	1.21	1.29
6年度	1.32	1.56



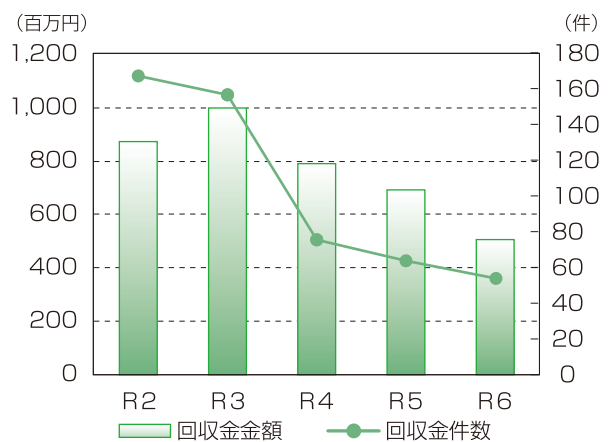
注) 代位弁済率＝年度中代位弁済額／年度中保証債務平均残高

求償権回収の状況

年度別求償権回収

(単位：件、百万円)

	件数	金額	前年度比
2年度	168	874	105.7%
3年度	157	999	114.3%
4年度	76	789	78.9%
5年度	64	693	87.8%
6年度	54	506	73.1%



金融機関別の状況

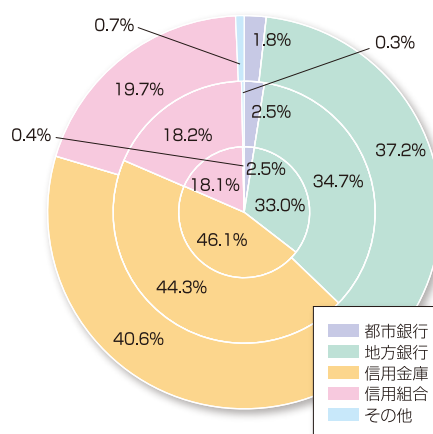
金融機関群別保証承諾額

(単位：百万円)

	4年度		5年度		6年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
都市銀行	1,590	75.7%	1,672	105.1%	1,089	65.1%
地方銀行	21,350	89.1%	23,280	109.0%	22,423	96.3%
信用金庫	29,781	131.4%	29,713	99.8%	24,516	82.5%
信用組合	11,689	97.7%	12,217	104.5%	11,914	97.5%
その他	250	93.3%	216	86.7%	413	190.8%
合 計	64,660	106.1%	67,099	103.8%	60,355	89.9%

構成比

内円から外円に向かって
4年度、5年度、6年度



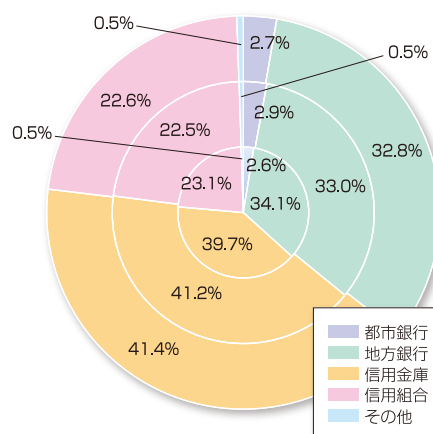
金融機関群別保証債務残高

(単位：百万円)

	4年度		5年度		6年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
都市銀行	7,311	90.1%	7,126	97.5%	6,303	88.5%
地方銀行	94,222	95.0%	81,836	86.9%	75,447	92.2%
信用金庫	109,769	102.9%	102,135	93.0%	95,320	93.3%
信用組合	63,842	98.2%	55,947	87.6%	51,987	92.9%
その他	1,347	82.2%	1,129	83.8%	1,196	106.0%
合 計	276,491	98.5%	248,172	89.8%	230,253	92.8%

構成比

内円から外円に向かって
4年度、5年度、6年度



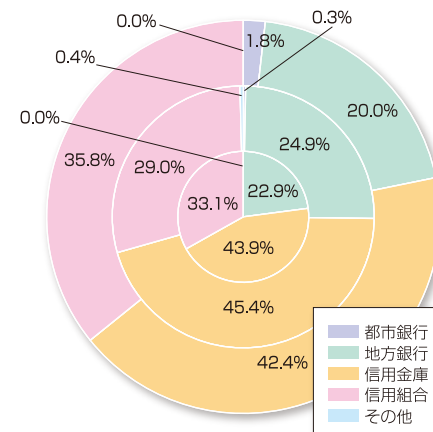
金融機関群別代位弁済額

(単位：百万円)

	4年度		5年度		6年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
都市銀行	0	0.0%	10	—	56	577.1%
地方銀行	345	54.1%	783	226.7%	626	80.0%
信用金庫	662	235.0%	1,429	216.0%	1,328	92.9%
信用組合	499	231.3%	914	183.3%	1,120	122.5%
その他	0	0.0%	14	—	0	0.0%
合 計	1,506	126.1%	3,149	209.2%	3,130	99.4%

構成比

内円から外円に向かって
4年度、5年度、6年度



業種別の状況

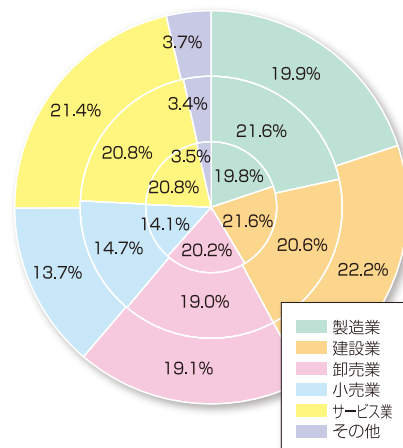
業種別保証承諾額

(単位：百万円)

	4年度		5年度		6年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
製造業	12,826	109.7%	14,473	112.8%	12,022	83.1%
建設業	13,956	111.1%	13,806	98.9%	13,409	97.1%
卸売業	13,031	106.6%	12,724	97.6%	11,540	90.7%
小売業	9,136	95.4%	9,847	107.8%	8,256	83.8%
サービス業	13,425	101.1%	13,967	104.0%	12,912	92.4%
その他	2,286	141.2%	2,281	99.8%	2,216	97.1%
合計	64,660	106.1%	67,099	103.8%	60,355	89.9%

構成比

内円から外円に向かって
4年度、5年度、6年度



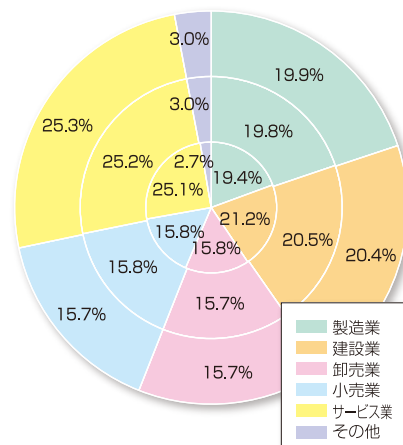
業種別保証債務残高

(単位：百万円)

	4年度		5年度		6年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
製造業	53,669	97.8%	49,238	91.7%	45,762	92.9%
建設業	58,553	96.5%	50,891	86.9%	46,886	92.1%
卸売業	43,652	102.0%	38,861	89.0%	36,188	93.1%
小売業	43,604	97.6%	39,173	89.8%	36,083	92.1%
サービス業	69,507	98.6%	62,452	89.9%	58,351	93.4%
その他	7,506	106.5%	7,557	100.7%	6,983	92.4%
合計	276,491	98.5%	248,172	89.8%	230,253	92.8%

構成比

内円から外円に向かって
4年度、5年度、6年度



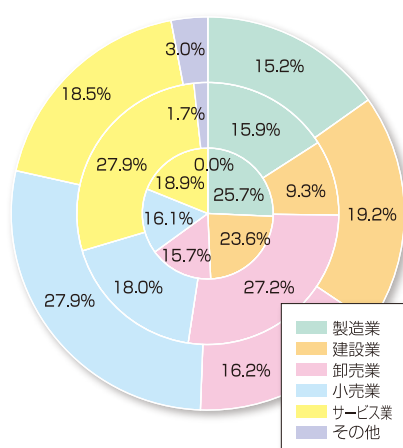
業種別代位弁済額

(単位：百万円)

	4年度		5年度		6年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
製造業	387	211.7%	500	129.1%	476	95.2%
建設業	356	187.3%	292	82.1%	601	205.8%
卸売業	236	746.5%	856	362.5%	507	59.2%
小売業	242	37.4%	567	234.5%	873	154.1%
サービス業	284	204.8%	880	309.4%	579	65.8%
その他	0	-	54	-	94	-
合計	1,506	126.1%	3,149	209.2%	3,130	99.4%

構成比

内円から外円に向かって
4年度、5年度、6年度



令和6年度決算報告

基本財産について

基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。

山梨県信用保証協会が引き受ける保証債務の限度額は、定款により基本財産の50倍となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ①基金 県・市町村・金融機関等からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金 毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

令和7年3月31日現在

(単位：百万円)

令和6年度 基本財産	基金（出捐金及び金融機関負担金等）				基金準備金
	県	市町村	金融機関	業者・業者団体	
14,462	2,335	226	2,355	7	9,538

基本財産の推移



貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

借 方		
科 目		金 額
現 金	金	597,992
現 小 切 手	金	597,992
預 け	金	11,318,441,729
当 座 預 金	金	0
普 通 預 金	金	1,767,629,850
通 知 預 金	金	0
定 期 預 金	金	9,550,000,000
郵 便 貯 金	金	811,879
金 銭 信 託	金	200,000,000
有 価 証 券	金	14,600,025,092
国 債	債	0
地 方 債	債	2,899,984,000
社 債	債	11,698,041,092
株 式	債	2,000,000
受 益 証 券	債	0
新 株 予 約 権	債	0
フ ァ ン ド 出 資	債	0
譲 渡 性 預 金	債	0
そ の 他	債	0
動 産 ・ 不 動 産	債	104,892,918
事 業 用 不 動 産	債	80,888,073
事 業 用 動 産	債	24,004,845
所 有 動 産 ・ 不 動 産	債	0
建 設 仮 勘 定	債	0
損 失 補 償 金 見 返	債	0
保 証 債 務 見 返	債	230,253,372,042
求 償 権	債	967,506,249
譲 受 債 権	債	0
雑 勘 定	債	545,230,341
仮 払 金	債	21,678
保 証 金	債	0
厚 生 基 金	債	21,286,500
連 合 会 勘 定	債	0
未 収 利 息	債	39,210,467
有 価 証 券 未 収 入 金	債	0
未 経 過 保 険 料	債	484,711,696
合 計	債	257,990,066,363

貸 方		
科 目		金 額
基 本 財 産	金	14,461,614,254
基 金	金	4,923,820,145
基 金 準 備 金	金	9,537,794,109
制 度 改 革 促 進 基 金	金	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金	金	4,767,513,743
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	金	0
責 任 準 備 金	金	1,560,249,709
求 償 権 償 却 準 備 金	金	310,833,873
退 職 給 与 引 当 金	金	262,159,686
損 失 補 償 金	金	0
保 証 債 務	金	230,253,372,042
求 償 権 補 填 金	金	0
保 険 金	金	0
損 失 補 償 補 填 金	金	0
借 入 金	金	310,225,000
長 期 借 入 金	金	310,225,000
(うち日本政策金融公庫分)	金	0
短 期 借 入 金	金	0
(うち日本政策金融公庫分)	金	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	金	0
雑 勘 定	金	6,064,098,056
仮 受 金	金	13,834,147
保 険 納 付 金	金	39,415,949
損 失 補 償 納 付 金	金	3,218,401
未 経 過 保 証 料	金	6,004,615,591
未 払 保 険 料	金	861,042
未 払 費 用	金	2,152,926
有 価 証 券 未 払 金	金	0
合 計	金	257,990,066,363

財産目録

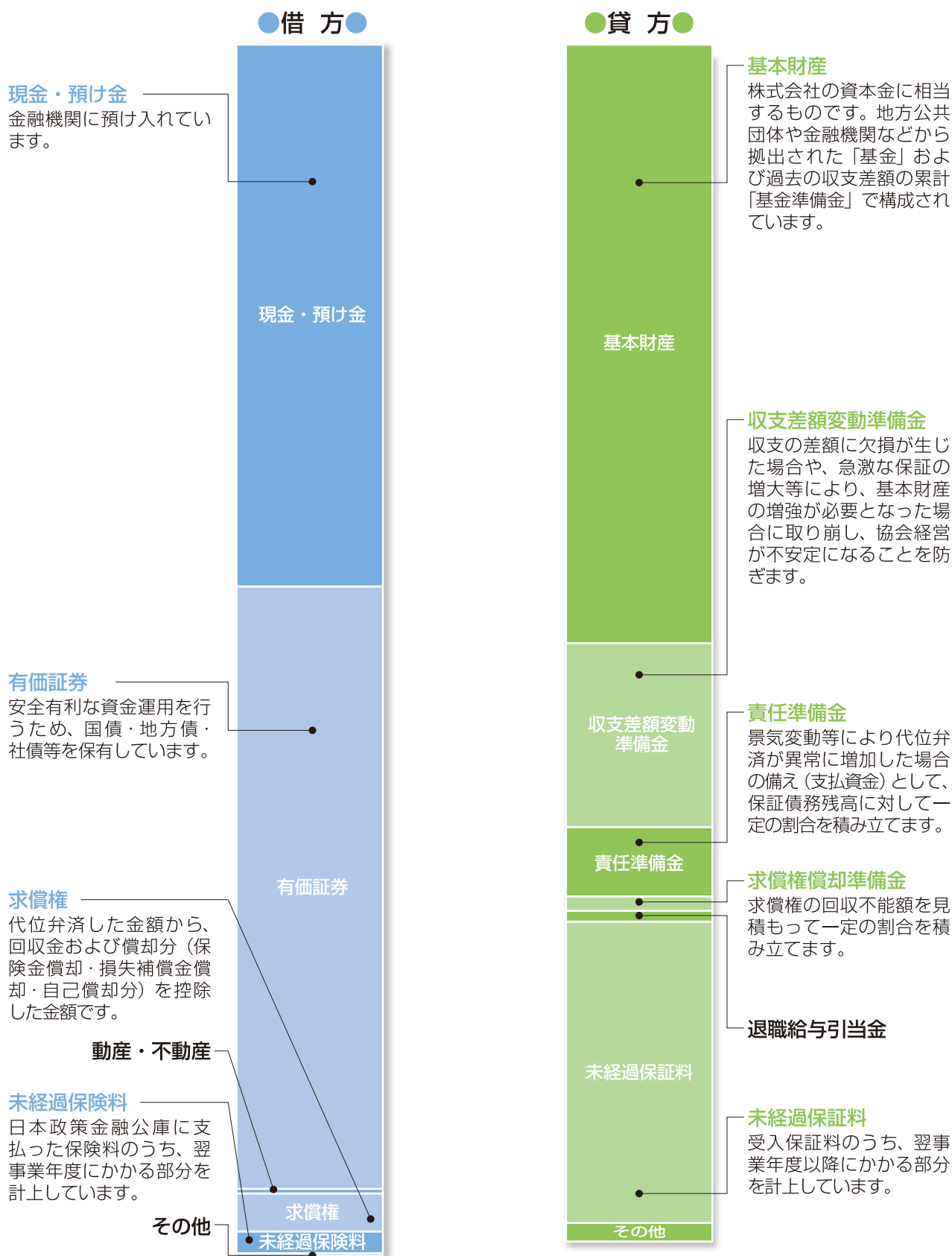
令和7年3月31日現在

(単位：円)

資 産		
科 目		金 額
現 金	金	597,992
預 け	金	11,318,441,729
金 銭 信 託	金	200,000,000
有 価 証 券	金	14,600,025,092
動 産 ・ 不 動 産	金	104,892,918
損 失 補 償 金 見 返	金	0
保 証 債 務 見 返	金	230,253,372,042
求 償 権	金	967,506,249
譲 受 債 権	金	0
雑 勘 定	金	545,230,341
合 計	金	257,990,066,363

負 債		
科 目		金 額
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	金	0
責 任 準 備 金	金	1,560,249,709
求 償 権 償 却 準 備 金	金	310,833,873
退 職 給 与 引 当 金	金	262,159,686
損 失 補 償 金	金	0
保 証 債 務	金	230,253,372,042
求 償 権 補 填 金	金	0
借 入 金	金	310,225,000
雑 勘 定	金	6,064,098,056
合 計	金	238,760,938,366
正味財産		19,229,127,997

貸借対照表の用語説明



※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）は同額のため、この図からは除いております。

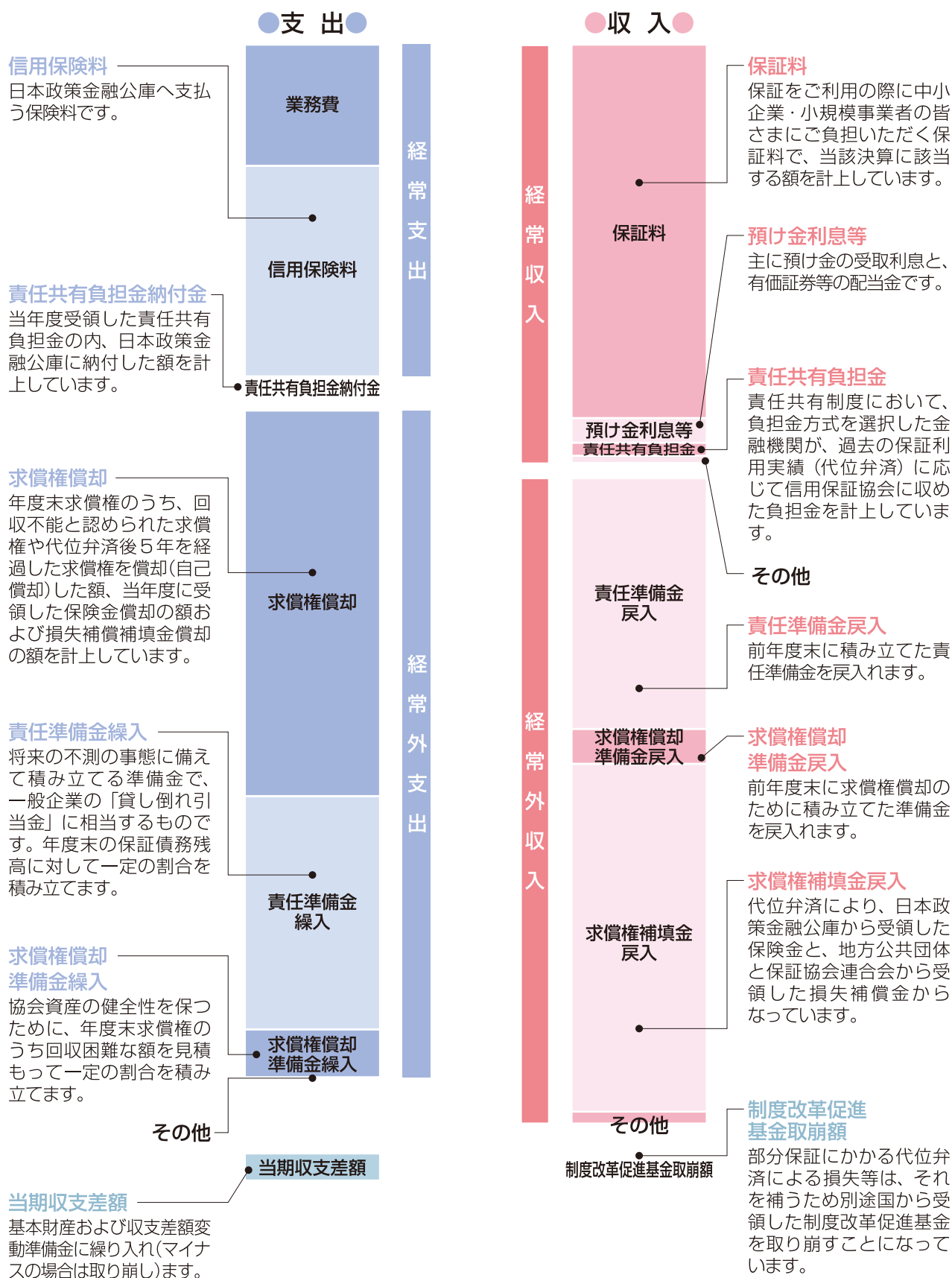
収支計算書

令和7年3月31日現在

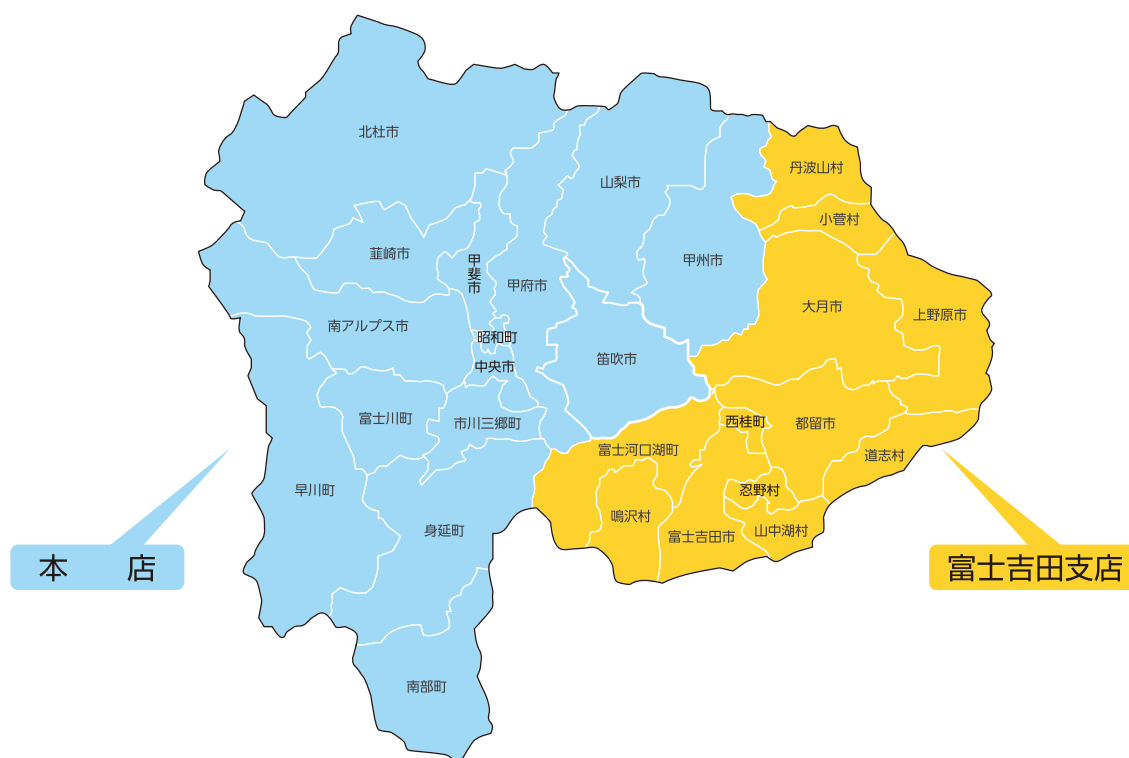
(単位：円)

科 目		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
経 常	収 入	2,864,239,400	2,770,656,091
	保 証 料	2,556,483,456	2,393,373,397
	預 け 金 利 息	16,890,455	24,564,541
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	151,310,836	159,093,456
	調 査 料	0	0
	延 滞 保 証 料	0	0
	損 害 金	15,952,144	9,429,794
	事 務 補 助 金	20,394,660	19,526,757
	責 任 共 有 負 担 金	89,039,000	157,773,000
	雑 収 入	14,168,849	6,895,146
経 常	支 出	1,801,835,052	1,779,193,213
	業 務 費	658,580,612	713,949,225
	役 職 員 給 与	325,379,017	358,287,749
	退 職 給 与 引 当 金 繰 入	22,197,494	27,289,816
	そ の 他 人 件 費	72,174,488	78,235,176
	旅 費	31,852	79,463
	事 務 費	105,621,241	131,735,130
	賃 借 料	36,323,067	37,669,588
	動 産・不 動 産 償 却	14,787,461	12,901,996
	信 用 調 査 費	2,222,417	2,226,037
	債 権 管 理 費	51,191,689	42,157,083
	指 導 普 及 費	17,606,566	11,944,067
	負 担 金	11,045,320	11,423,120
	借 入 金 利 息	0	0
	信 用 保 険 料	1,143,254,440	1,065,243,988
	責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0	0
	雑 支 出	0	0
経 常	収 支 差 額	1,062,404,348	991,462,878
経 常	外 収 入	4,711,339,351	4,805,519,726
	償 却 求 償 権 回 収 金	98,948,292	75,756,625
	責 任 準 備 金 戻 入	1,791,629,422	1,624,144,080
	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	250,471,898	333,110,650
	求 償 権 補 填 金 戻 入	2,570,129,742	2,772,508,371
	保 険 金	2,358,551,076	2,393,551,909
	損 失 補 償 補 填 金	211,578,666	378,956,462
	有 価 証 券 評 価 益	0	0
	有 価 証 券 売 却 益	0	0
	補 助 金	0	0
	そ の 他 収 入	159,997	0
経 常	外 支 出	4,643,010,225	4,839,117,566
	求 償 権 償 却	2,683,702,123	2,963,232,460
	譲 受 債 権 償 却	0	0
	雑 勘 定 償 却	2,053,371	338,868
	有 価 証 券 評 価 損	0	0
	有 価 証 券 売 却 損	0	0
	退 職 金	0	4,091,786
	責 任 準 備 金 繰 入	1,624,144,080	1,560,249,709
	求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	333,110,650	310,833,873
	そ の 他 支 出	1	370,870
経 常	外 収 支 差 額	68,329,126	△ 33,597,840
	制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0	0
	収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0	0
	当 期 収 支 差 額	1,130,733,474	957,865,038
	収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	565,366,737	478,932,519
	基本財産繰入額又は基本財産取崩額	565,366,737	478,932,519

収支計算書の用語説明



本・支店の保証担当区域と事務所位置略図



ご案内

●相談窓口

当協会では、お客様が抱える経営上の様々なお悩みにお応えするため、無料経営相談を実施しております。

新規開拓・設備投資・経営改善など経営に関すること、経営者保証に関すること、その他保証制度の利用方法、返済条件の変更など、ご相談を希望の方はお気軽にご連絡ください。



●問い合わせフォーム

当協会のホームページでは、問い合わせメールフォームを設置しております。ご意見・ご要望、ご相談など、お気軽にお問い合わせください。

ホームページアドレス
<https://cgc-yamanashi.or.jp>



本店

〒400-0035 甲府市飯田二丁目2番1号 山梨県中小企業会館内

総務部 総務課 TEL 055-235-9708 FAX 055-232-0160
経営企画課 TEL 055-235-9707 FAX 055-232-0160

営業部 営業統括課 TEL 055-235-9701 FAX 055-232-0166
保証課 TEL 055-235-9703 FAX 055-232-0166
経営支援課 TEL 055-235-9702 FAX 055-232-0166

本店分室

〒400-0027 甲府市富士見一丁目2番26号 (OSD-IIビル)

管理部 管理事務課 TEL 055-234-5938 FAX 055-234-5968
管理一課 TEL 055-234-5937 FAX 055-234-5967
管理二課 TEL 055-234-5953 FAX 055-234-5955



本店



本店分室

富士吉田支店

〒403-0004 富士吉田市下吉田二丁目31番14号
TEL 0555-22-0992 FAX 0555-22-0921



富士吉田支店

発行年月 令和7年7月
発行 山梨県信用保証協会
問い合わせ 総務部 経営企画課 TEL 055-235-9707



山梨県信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Yamanashi-ken

県産材利用促進



この印刷紙には、山梨の森林認証材が利用されています。
また、山梨県緑化推進機構に収益金の一部は、寄付されますので、
森林環境保護・水質保全の支援に役立てられます。